

# 紫雲の園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
静岡県指定第2276600042号です。

この説明書は、指定基準の基づき紫雲の園が行う、介護老人福祉施設サービス事業の内容、料金等をまとめた書類です。

## 重要事項説明書内でお伝えする主な内容

- 1、 事業所の概要
- 2、 事業の目的と運営方針
- 3、 職員配置
- 4、 利用について
- 5、 サービス内容（介護保険給付サービス）
- 6、 苦情等の申し立て先
- 7、 その他（①～⑦項目）
- 8、 入所利用基準費用額、支払い方法

## 1、事業所の概要

介護老人福祉施設紫雲の園(以下「当施設」と省略)は、定員 90 名の特別養護老人ホームで、以下の体制により事業運営をしています。

名称	介護老人福祉施設 紫雲の園
所在地	〒437 - 1102 静岡県袋井市浅名 1577-1
電話番号	0538 - 23 - 4710
F A X 番号	0538 - 23 - 4891
法人種別/名称	社会福祉法人 三宝会
代表者職名・氏名	理事長 岡田 泰稔 ( オカダヒロトシ )
施設長氏名	施設長 岡田 昌孝 ( オカダマサタカ )
介護保険事業所番号	第 2276600042 号
利用定員	90 名 (本館花の家 50 名・新館森の家 40 名)
営業日及び営業時間	年中無休・24 時間体制
面会時間	8 時 30 分から 17 時 00 分まで(平日、土日祝日)

## 2、事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

当施設では、利用者様のケアに関する計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、利用者様の意志及び人格を尊重しながら日常生活をするのに必要な介護、日常生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理等を行い、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう援助をすることを目的として介護老人福祉施設を運営します。

### (2) 運営方針

①介護保険法、関連する通知など沿った事業運営を行います。

②ご利用者様、ご家族様のニーズを踏まえた施設介護計画書に基づき介護サービスを行います。(サービス内容、提供方法についてわかりやすく説明します。)

③明るく家庭的な雰囲気作りに努め、地域や家庭との結びつきを重視します。

④市町村、保険医療サービス、福祉サービスを提供する機関と綿密な連携を図りご利用者様の立場に立ったサービスを提供します。

### 3、職員配置

令和6年8月1日現在

職 種	業務内容	人員数
施設長	・特別養護老人ホーム「紫雲の園」全体の総括	常勤/1人
介護支援専門員 (生活相談員兼務)	・施設介護サービス計画書の作成 ・職員教育・指導 ・苦情への対応	常勤・兼務 /1人以上
生活相談員	・ご利用者様及びご家族様に対する相談援助（入所相談） ・事業所内、法人内のサービス、調整 ・欠員(職員)が出た際の人員調整 ・他機関（市町村、医療機関、福祉サービス事業所）との連携 ・職員教育・指導 ・その他必要な介護（通院介助、外出、送迎等）	常勤/1人以上
看護職員	・ご利用者様及びご家族様に対する健康に関する相談、援助 ・入所者様の健康管理（バイタルチェック、体重測定など） ・処置、健康チェック ・機能訓練 ・病院受診の介助	常勤/3人以上
介護職員	・施設介護サービス計画書に基づく各種介護業務 ・行事活動の運営、実施 ・記録物の作成、記入 ・担当ご利用者様の周辺環境整備、整理、管理 ・その他日常生活上必要な援助	常勤・非常勤 /30人以上
管理栄養士	・ご利用者様の栄養全般の管理 ・ご利用者様の食事の提供 ・ご利用者様及びご家族様に対する食事に関する相談、援助 ・その他必要な援助(栄養マネジメント)	常勤/1人
機能訓練指導員	・ご利用者様の機能訓練 ・その他必要な援助	常勤/1人
医師(嘱託医)	・紫雲の園診療所の管理（施設内回診1回/週） ・入所者様の健康管理及び指導 ・専門医、専門医療機関への受診判断	非常勤/1人

#### 4、利用について

##### ○退所可能時の対応

ご利用者様の心身の状況や置かれている環境から、居宅において日常生活を営む事が可能であるか検討します。その結果、居宅において日常生活を営むことが可能であると認められるご利用者様につきましては、ご利用者様及びご家族様の希望を確認のうえ、退所後におかれる事となる環境等を勘案し、円滑な退所にむけて必要な援助を行います。

また、介護認定の更新により介護度1，2と判定された場合においては、平成27年4月に施行された特例入所の要件に該当しないかぎり、基本的に退所していただくこととなる為、こちらにおいても円滑な退所にむけて必要な援助を行います。

##### ○施設サービス計画書作成

事業所は、ご利用者様の心身の状況や置かれている環境、ご利用者様及びご家族様等の希望を勘案し、ご利用者様及びご家族様の同意を得て介護に関する計画書を作成します。

##### ○サービスの管理

事業所は、ご利用者様に対して施設サービス計画書に基づいた各種のサービスを提供し、サービスの実施状況及び目標達成の状況を記録し、評価を行い、必要な見直しを行います。

#### 5、サービス内容（介護保険給付サービス）

当施設の介護老人福祉施設介護事業では、以下のサービスを行います。

##### ○日常生活援助

ご利用者様の能力をふまえて、移動、移乗（着床、離床）の介助、整容の介助、養護（休養）の介助、その他必要な身体介護を行います。

##### ○入浴サービス

事業所での入浴サービス及び入浴に伴う介助を行います。

##### ○食事サービス

ご利用者様に適した食事の提供。配膳、下膳の介助、食事摂取の介助を行います。

##### ○排泄援助

ご利用者様の能力をふまえて、トイレ誘導、声掛け、トイレ介助、オムツ交換など必要な介助を行い、排泄状況の確認を行います。

##### ○機能訓練

日常動作に関する訓練やレクリエーション、趣味活動を個別または集団で行います。

##### ○医療及び看護

バイタルチェックを実施しご利用者様の健康管理を行います。服薬介助や定期健康診断を実施します。委託医の指示による医療的処置等を行います。

##### ○相談及び助言

日常生活における介護等に関する相談、助言を行います。

## 6、苦情等の申し立て先

①事業所窓口	電 話：0538 - 23 - 4710 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 担 当：受付担当者 金海 将士 解決責任者 岡田 昌孝
②第三者委員	・紫雲の園を運営する社会福祉法人三宝会では苦情解決第三者委員を設置しサービス利用に対する苦情等に対応しています。 苦情解決第三者委員 石黒 久博 0538 - 23 - 2991 江川唯姫子 0538 - 24 - 0679
③行政機関窓口	・介護保険制度においては、保険者である袋井市、国民健康保険団体連合会、静岡県等で苦情を受け付けています。 袋井市役所保険課介護保険係 0538 - 44 - 3152 静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 054 - 253 - 5590

第三者評価の実施の有無：第三者評価は実施しておりません。

## 7、その他

※ご利用いただくにあたり、下記の 7 点についてご確認ください。

### ①緊急時の対応

ご利用者様の状態が急変する等の緊急時には、速やかに事業所の嘱託医に連絡し、必要な処置を講じます。ご利用者様又はご家族様の希望、又は嘱託医の判断により入院治療を必要とする時は、施設の指定機関に受診して対応します。

医療機関名	中東遠総合医療センター	所在地	掛川市菖蒲ヶ池 1 番地の 1
	磐田市立総合病院	所在地	磐田市大久保 512 番地の 3

### ②非常災害に対する対応

様々な非常災害に対応する訓練を毎月 1 回実施し、総合防災訓練を毎年 2 回実施しています。また、防災設備関係業者に委託を行い、自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯などの設備機具の点検を実施すると共に、必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。更に、日常の訓練に地域住民の参加が得られるように、地域との連携強化に努めております。非常災害発生時には、別に定めた「紫雲の園消防防災規定」に基づき対応します。

### ③個人情報の保護

事業従事者は、業務上知り得たご利用者様やご家族様の個人情報を在職中から離職後に渡って漏らす事のない様に誓約します。また、ボランティア、実習生で訪れた者が知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報を漏らさないよう指導しております。

#### ④情報収集及び提示、開示

ご利用者様へのサービス提供開始にあたり、必要な情報について他の福祉施設、医療機関等に情報提供をお願いする事があります。

ご利用者様が円滑に他の福祉サービスの利用や医療機関での受診を行う為に、福祉、医療等の関係機関から情報の提供を求められた場合、ご利用者様又はそのご家族様の必要最低限の情報を提供する事があります。

当施設で主催する各種の行事、通信、地域社会での行事において、事業の内容を理解してもらう為、施設案内を開示する場合があります。

#### ⑤損害賠償について

ご利用者様が、事業の管理下において、事業者側の故意又は過失により賠償すべき事態が発生した場合は、損害賠償を行います。

#### ⑥虐待防止について

当施設では、ご利用者様等の人権擁護・虐待防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。また、虐待防止委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

#### ⑦衛生管理について

当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

### 8、入所利用基準費用額

令和6年4月1日からの利用基準費用額は以下の通りです。

介護老人福祉施設の基本料金表

要介護度	基本料金／介護老人福祉施設サービス費(I)多床室・個室	
	1日の単位数	1か月(30日)の単位数
介護度1	589単位	17,670単位
介護度2	659単位	19,770単位
介護度3	732単位	21,960単位
介護度4	802単位	24,060単位
介護度5	871単位	26,130単位

1単位=10.14円 当施設が所在する袋井市の介護老人福祉施設に関しては1単位10.14円と設定されています。

取得している加算

加算等の名称	単位数等	主な算定要件
日常生活継続支援加算	36 単位/1 日 1,080 単位/1 月	要介護 4 又は 5 の重度の要介護状態の方や、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する認知症である方を積極的に入所させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を入所者 6 人に対し 1 人以上配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する事を評価する加算。
個別機能訓練加算 I	12 単位/1 日 360 単位/1 月	常勤専従の理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。
夜勤職員配置加算 (I) ロ	13 単位/1 日 390 単位/1 月	夜勤時間帯である 17 時から翌日 9 時までの時間帯に勤務する介護職員または看護職員の数が、配置基準よりも 1 名以上多く配置されていること。 当施設では 5 名以上配置で算定可能。
看護体制加算 I	4 単位/1 日 120 単位/1 月	常勤の正看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算 II	8 単位/1 日 240 単位/1 月	看護職員を配置基準よりも 1 名以上多く配置していること。当施設では 4 名以上配置で算定可能。
介護職員等処遇改善加算	加算(I)14.0% 加算(II)13.6% 加算(III)11.3% 加算(IV)9.0%	介護の現場で働く職員の環境整備と長期的な雇用を促進することを目的とした加算。 当事業所は加算(I)を算定。
初期加算	30 単位/日	入所した日から 30 日以内、30 日超の入院後の入所の場合
看取り介護加算 I	右記	死亡日 31 日前～45 日前 72 単位/日 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位/日 死亡日前々日、前日 680 単位/日 死亡日 1280 単位/日
科学的介護推進体制加算 I	40 単位/1 月	LIFE の収集項目の各領域(総論(ADL)、栄養、口腔・嚥下、認知症)について、全ての入所者に係るデータを横断的に LIFE に提出してフィードバックを受け、事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画へ反映した場合の加算。

食費及び居住費(1日あたり)

利用者負担段階		食 費	居住費
第1段階	生活保護受給者/老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	300円	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下であり、なおかつ預貯金が650万円以下であること	390円	430円
第3段階 ①	世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円以下であり、なおかつ預貯金が550万円以下であること	650円	430円
第3段階 ②	世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円超であり、なおかつ預貯金が500万円以下であること	1,360円	430円
第4段階	上記以外の者	1,600円	915円

その他の費用

理美容代 (外部からの訪問となります) 業者：NPO法人 日本理美容福祉協会 静岡中央センター	カット	2,000円
	寝たきりカット	2,000円
	毛染め	4,000円
	パーマ	4,000円
	顔そり	1,000円
	シャンプー	1,000円
日常生活において通常必要な物の提供	1日	150円(詳細別紙参照)
預金の管理及び出納の管理	1ヵ月	800円



利用料簡易計算式

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{ccc}
 \text{(要介護度による基本単位)} & & \text{(月あたり加算合計)} \\
 \boxed{\phantom{000}} \text{ 点} & + & \boxed{2,230 \text{ 点}} \\
 & & = \boxed{\text{(a)}} \text{ 点} \\
 \text{(合計a)} & & \text{(介護職員等処遇改善加算)} \\
 \boxed{\text{(a)}} \text{ 点} & \times & \boxed{14\%} \\
 & & = \boxed{\text{(b)}} \text{ 点} \\
 \text{(合計a)} & & \text{(処遇改善加算b)} \\
 \boxed{\text{(a)}} \text{ 点} & + & \boxed{\text{(b)}} \text{ 点} \\
 & & = \boxed{\text{(c)}} \text{ 点} \\
 \text{(合計単位数c)} & & \text{(地域区分による1単位単価)} \\
 \boxed{\text{(c)}} \text{ 点} & \times & \boxed{10.14 \text{ 円}} \\
 & & = \boxed{\text{(e)}} \text{ 円} \\
 \text{(合計利用金額e)} & & \text{(保険請求割合)} \\
 \boxed{\text{(e)}} \text{ 円} & \times & \boxed{90\% \cdot 80\% \cdot 70\%} \\
 & & = \boxed{\text{(f)}} \text{ 円} \\
 \text{(合計利用金額e)} & & \text{(保険請求額f)} \\
 \boxed{\text{(e)}} \text{ 円} & - & \boxed{\text{(f)}} \text{ 円} \\
 & & = \boxed{\text{(d)}} \text{ 円} \\
 \text{(利用者負担額d)} & & \text{(食費)} & & \text{(居住費)} & & \text{(日用品費)} & & \text{(その他費用)} \\
 \boxed{\phantom{000}} \text{ 円} & + & \boxed{\phantom{000}} \text{ 円} & + & \boxed{\phantom{000}} \text{ 円} & + & \boxed{4,500 \text{ 円}} & + & \boxed{\phantom{000}} \text{ 円} \\
 & & & & & & & & \\
 & & & & & & & & \\
 = & & \boxed{\text{(月額利用料総額)}} & & \text{円}
 \end{array}
 \end{array}$$

○利用料金のお支払について

利用料金の明細は、利用月の翌月 15 日以降発送いたします。

利用料の支払方法

口座振替	1 ヶ月間の利用料を、利用者指定の口座より、翌月の 27 日(土日祭日は翌日)に自動振り替えとさせていただきます。
現金又は振込	1 ヶ月間の利用料を、翌々月 10 日までに現金又は事業者の指定口座への振込みによりお支払いいただきます。

本書面に基づいて、以上の通り介護老人福祉施設サービス提供に関する重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 特別養護老人ホーム 紫雲の園  
介護保険事業所番号 第 2276600042 号  
住 所 静岡県袋井市浅名 1577-1  
代 表 者 施設長 岡田 昌孝

.....説明者.....印.....

本書面に基づいて、介護老人福祉施設サービス提供に関する重要事項の説明を受け、本書面に基づいたサービス内容に同意します。

令和 年 月 日

<利用者名> 住所.....

.....氏名.....印.....

<保証人名> 住所.....

.....氏名.....印.....

続柄 (利用者の).....